

熊本県公報

号外 第32号
平成18年8月1日(火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 平成18年4月23日執行の宇城市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………(選挙管理委員会) 1

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第28号

熊本県宇城市松橋町砂川1688番地の猿渡敏明、同市松橋町砂川1447番地の林田正光、同市松橋町砂川1280番地の園田幸雄から提起された平成18年4月23日執行の宇城市議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

平成18年8月1日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

(裁決書添付)

裁 決 書

熊本県宇城市松橋町砂川1688番地
審査申立人 猿渡 敏明
熊本県宇城市松橋町砂川1447番地
審査申立人 林田 正光
熊本県宇城市松橋町砂川1280番地
審査申立人 園田 幸雄

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成18年6月20日付けで提起された平成18年4月23日執行の宇城市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における最下位当選人長谷誠一（以下「本件当選人」という。）の当選の効力に関し、宇城市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し異議の申出をしたが、市委員会は、平成18年6月5日付けで棄却の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、平成18年6月20日付けで当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立て（以下「本件申立」という。）を行ったものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 市委員会の決定理由においては、完全有効投票以外は、すべて疑問票として取り扱い、判例等を踏まえ適正に判定したとするが、深夜に及ぶ開票及び判定作業でもあり、無効投票と判定された投票の中には、本件選挙の次点者中村勝也（以下「中村候補」という。）の有効投票と判定されるべき投票の混入も否定できないこと。
- 2 本件当選人と中村候補との得票総数の差は、わずか2.247票であり、無効投票の判定について違法があったと認められること。
- 3 上記1、2から本件当選人の当選の効力に影響を及ぼすことは、明らかであるので、投票用紙全体の再確認が必要であること。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なもの認め、これを受理し、市委員会にこの審査の申立てに対する弁明書の提出を求めるとともに、職権により、審理に必要と認めた選挙録（写）その他関係書類（以下「選挙録等」という。）の提出を求め、必要事項の調査を行った。

また、平成18年6月28日付けで申立人に対し、市委員会から提出された弁明書に対する反論書の提出を求めたが、反論書は、提出されなかった。

ところで、当選の効力に関する争訟において、当選無効の原因とされるのは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、①当選人を決定した選挙会に違法があること、②決定手続に違法があること、③決定内容一例えば、投票の有効・無効の判定、各候補者の有効得票の算定、当選人となりうる資格の有無の認定に違法があることと解されている。(昭和30年9月29日大阪高等裁判所判決)

当委員会は、これらを踏まえて、慎重かつ厳正に審理したが、その結果は、以下のとおりである。

市委員会の弁明書には、以下の事実が記載されている。

- (1) 按分票の取扱いについて、本件選挙において中村候補と同一の氏の候補者が他に1人いたため、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第68条の2の規定により、「中村」の記載が確認できる17票について按分票として取り扱った。
 - (2) 疑問票の取扱いについて、「仲村勝也」と記載された疑問票については、法令の規定に従い、有効投票として処理を行った。
 - (3) 投票の効力の判定について、本件選挙においては、開票事務を正確かつ迅速に行うため、投票の効力を判定する基準について、判例等を踏まえて事前に選挙立会人の同意を得て、判定作業を行い、判定した投票は、すべて選挙立会人に開示し、その意見を聴き、選挙長が決定したものであり、判定に対し異議を申し出る選挙立会人もなく、同意を得ている。
 - (4) 候補者名を丸で囲んだ投票を「他事記載」との判断をしたとの申し出については、公選法第68条第1項6号の規定及び最高裁判例(昭和30年11月25日判決)により、他事記載として無効投票との処理をした。
- これらについて、申立人からの反論はなかった。

以上を踏まえ、順次申立理由について判断する。

1 申立理由1について

近年では、選挙結果を選挙人に速やかに知らせるという公選法の趣旨や報道機関等の要請を受けて、即日開票が恒常化してきている一方で、有権者にとって投票しやすい条件づくりとして、投票時間の延長や期日前投票制度の導入等の制度改正が行われ、投票終了時間の延長により開票の開始時刻が遅れることとなった。本件選挙においても、選挙録等から開票の開始時刻が午後9時30分、選挙会の終了時刻が翌午前1時55分となっており、4時間25分を要している。

また、無効投票を含むいわゆる疑問票の処理には、慎重な判断や取扱いを必要とするため、開票事務に多大な時間と労力を要しており、開票事務が深夜に及ぶことは、致し方ないことであるが、このことをもって無効投票と判定された投票の中に、中村候補の有効投票と判定されるべき投票の混入があるとする申立人の主張には、何ら具体性がなく、単なる憶測に過ぎない。

2 申立理由2について

(1) 得票の計算について

公選法第68条の2の規定により同一の氏名、氏又は名の候補者が二人以上ある場合に、その同一の氏名、氏又は名のみが記載された投票は、有効であり、各候補者の正規の得票数に応じて按分される。

選挙録等から本件選挙において、中村候補と同一氏である候補者は、「中村友博」一人であり、按分対象となる票は、17票であるため、各候補者ごとの按分票は、

$$\text{「中村勝也」} = 17\text{票} \times \frac{784}{(784+935)} = 7.753344 \approx 7.753\text{票}$$

$$\text{「中村友博」} = 17\text{票} \times \frac{935}{(784+935)} = 9.246655 \approx 9.246\text{票}$$

となる。

よって、中村候補の得票総数は、784票+7.753票=791.753票となり、選挙録等記載のとおり相違ないため、按分票及び得票総数の計算は、適正に行われたものと認められる。

(2) 疑問票の取扱いについて

「中村勝也」と誤記された投票については、公選法第68条に規定する無効投票に該当しない限り、選挙人の意思が明白な投票は、有効とする公選法第67条の規定により有効投票として処理されており、問題ないものと認められる。

また、開票においては、開票事務を効率的かつ適正に行うため、少しでも疑問のある票は、すべて疑問票として処理し、有効投票の点検が終わってから疑問票・無効投票について点検を行うのが原則であり、市委員会の弁明のとおり疑問票のまま開票を確定させることはあり得ない。

(3) 他事記載のある投票の取扱いについて

公選法第68条第1項6号の規定により候補者の氏名のほか他事を記載した投票は、同号ただし書きに規定される職業、身分、住所又は敬称の類を除き、原則として無効投票と解される。

また、氏名を○、「」、()等で囲んだ投票等についても、他事記載のある投票として判例で無効とされており（最高裁昭和27年4月10日・昭和30年11月25日・昭和31年2月17日判決、大阪高裁昭和34年5月14日判決）、秘密投票の原則の確保という法の趣旨に沿ったものであり、市委員会は、判例に従い、無効投票として適正に処理したものと認められる。

(4) 投票の効力の判定について

選挙録等から本件選挙の開票事務において、完全有効投票以外の票は、判定係において有効投票、無効投票及び按分票に分類され、公選法第67条に従い、選挙長が必ず選挙立会人の意見を聴いて、判例・実例等に従い、決定する流れとなっており、投票の効力の決定は、適正に行われたものと認められる。

また、開票終了後においても、選挙立会人を含む開票所内の選挙人へ掲示による各候補者ごとの得票総数の発表が行われ、選挙立会人全員が異議ないことを確認し、選挙録に署名を行っており、このことから、開票事務及び選挙会における当選人の決定が適正に行われたものと認められる。

以上のように、一連の開票事務は、適正かつ厳正に行われており、得票総数に異動がある可能性はなく、選挙立会人からも、疑問票の判定について何ら異議の申し出がなかったことが確認でき、無効投票の判定に誤りがあったとする申立人の主張は、採用できない。

3 申立理由3について

以上1及び2により、得票総数の差がわずかということのみをもって、投票用紙全体の再点検を行う必要性は、認められない。

以上のとおり、申立人の主張にはいずれも理由がなく、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定は、正当なものであると認められ、これを取り消すべき理由はない。

よって、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成18年7月25日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩尾 映二

